

潮来市監査委員告示第1号

令和3年6月17日付で提出された潮来市職員措置請求書について、地方自治法第242条第1項の規定により要件審査を実施したので同条第5項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和3年7月28日

潮来市監査委員 大川 雅春

潮来市監査委員 今泉 利拓

1 請求人

北川 重男

2 請求書の提出

令和3年6月17日

3 請求の趣旨

(原文のとおり)

①誰が

潮来市長 原 浩道

②いつ

令和2年6月20日

③どのような財務行為をしたのか

潮来市牛掘 XXXXXXXXXX の農地を埋め立てた

④その行為はどのような理由で違法不当なのか

別添の意見書

⑤その結果どのような損害が生じているのか

本来ならば支出すべきでない公金を不当に支出した

⑥従って、誰にどのような措置を講ずるべきことを請求するのか

潮来市長 原浩道は162万円を市に返還すべきである。

意見書

潮来市牛掘[ ]農地の埋め立てた背景及び状況

①埋め立てをする根拠

5、60年前の案件道路をつくったら農地を埋めるからと口約束をしたが、現在双方がいらない。(地権者・牛掘町職員)さらに、それを証明できるであろう書類が残っていない。埋め立ての根拠は、上述の口約束のみである。(現地権者の言い分)

②時系列経過

[ ]農地の上の部分の道路([ ]駐車場に通じる)は昭和40年、昭和48年、それぞれ売買が成立し、登記済である。[ ]農地の道路部分の売買があったのか否かは不明である。もし売買が成立していて未登記であったとすれば、職務怠慢の何ものでもない。また、反対に売買が不成立であったこともありうる。

時間の経過の中で変化をあげると①道路部分売るから埋める②道路部分を寄付するから埋めると変化している。実際、工事直前になって寄付行為がなされている。(関東法務局鹿島支所)道路部分売るから、寄付するから埋め立てると言えるのは、[ ]道路部分について現地権者の所有権があつてはじめて成立する。はたして確固たる所有権があつたと言い切れるのでしょうか。もし所有権が無いとしたら、ある意味での二重取りに等しいのでは？

令和2年6月30日(都市建設課長[ ]、書記、[ ]、[ ]、北川)話し合いの中で、5、60年間ウヤムヤにしたミス(潮来市・地権者)を認め、費用は折半にしたらと提案したが[ ]課長は拒否をした。

(2) 事実証明書

建設工事請負契約書(02市道(牛)2級7号線道路整備関連工事)

4 請求の補正

本件措置請求については、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり、令和3年6月25日に要件審査を実施し、不明な点が存在したことから請求人に対し、令和3年7月6日付けで補正命令書を送付した。同月9日に請求人から補正書が提出され、令和3年7月16日に再度要件審査を実施した。

事実証明書については補正がなされたが、請求書に添付された意見書については、補正内容を満たしておらず、補正命令書で示したすべてを補正したものとはなっていなかった。

なお、補正の内容については以下のとおりであった。

(原文のとおり)

令和3年6月17日に提出した潮来市職員措置請求書について、次のとおり補正します。

## 補正すべき事項

### (1) 事実証明書について

①請求の要旨「潮来市長原浩道は162万円を市に返還すべきである。」とあるが、提出された契約書には126万円と記載されているため、162万円を証する書面の提示。

別添 潮来市職員措置請求書にて訂正 ※126万円に訂正

②請求の意見書「工事直前に寄付行為がなされている（関東法務局鹿島支所）」と記載の寄付行為があったことを証する書面の提示。

別添 茨城県潮来市牛掘■■■■■■ 全部事項証明書（土地）

### (2) 請求の意見書について

①「口約束のみである。」とする根拠の提示。

地域住民の話から（録音ナシ）

②「ある意味での二重取りに等しいのでは？」とあるが、記載の意図の明示。

〔当時売買成立（？）未登記（？）→所有権はない→売るから埋めろ

上の道路部分は売買成立登記済

↓ 寄付するから埋めろ

（俗な言葉の表現であるが結果的にはそうなるのでは？）

③措置請求書及び意見書からは内容詳細を図りかねるため、請求内容を具体的かつわかりやすく明示。

5、60年前の案件。文面での説明は不可能 口頭試問にしたらいいのでは。

## 5 地方自治法第242条に規定する要件に係る判断

本件請求については、下記理由により受理せず、却下する。

以下、その理由について述べる。

地方自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定し、上記の住民監査請求の対象となる事項は、「財務会計上の行為」とされている。

請求人は、令和2年6月に行われた埋立工事には正当性がなく、不当に公金が支出されたため工事費用の返還を求めている。

明確に内容詳細を読み取ることはできないが、工事費用の妥当性等を問うていないことから、本件請求は寄附に対して埋め立てを行った行為自体に対してのものであると解する

ことが相当である。

平成2年4月12日の最高裁判決は、市職員が行った道路建設に向けた、雑木の整理、切土等の一連の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない」と判示している。

上記判決を踏まえ、本件が地方自治法に定める住民監査請求の対象に当たるか見てみると、本件埋立工事は、国土交通省が定める「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づいて行われた道路行政担当者としての行為であって、請求書及び事実証明書で判断する限り、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるとは認められず、非財務的見地から行われた行為であると解される。

したがって請求人の主張については地方自治法第242条第1項に規定する請求要件を欠き、不適法と認め、これを却下するのが相当と監査委員の合議により決定する。